

紙製品調達ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）が、紙製品の調達に当たって、生物多様性の保全を含む森林の公益的機能の維持に配慮し、地球環境負荷の低減を図ることを目的とします。

2 適用範囲

当社が調達する紙製品（当面は、はがき、コピー用紙、チラシ等）とします。

3 基本方針

日本郵政グループは、「日本郵政グループの調達に関する考え方」により、サプライチェーンを含む事業活動全体で持続可能な社会の実現に貢献していくこととされています（*注1）。

当社は、日本郵政グループの一員として、また、年賀はがき等で森林資源を使用する企業として、事業を継続していく上で、紙製品のトレーサビリティを確認し、その生産と利用が世界の自然環境、地域社会等に負の影響を与えないことが必要不可欠であると捉え、紙製品の調達に当たっては、以下の要件を満たすこととします。

(1) 法令・社会規範の遵守

国際的な法令・社会規範、原料産出地の法規制等を守って生産されたものであること。

(2) 「森林破壊ゼロ」であることの確認および適切な森林管理

自然保護区、希少な野生生物の生息地等を意味する「保護価値の高い地域 (HCV)」ならびに樹木に蓄えられた炭素等の観点から保全が求められる「高炭素蓄積地 (HCS)」および泥炭湿地に由来しないこと。

(3) 人権尊重

原料生産地域の住民および先住民の権利が「自由で事前の十分な情報に基づいた同意 (FPIC)」の原則の下で尊重されていること（*注2）。また、紙製品の生産および加工において、国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の国際規範で定義される人権が尊重され、労働安全衛生および労働者の人権が守られていること。

(4) 企業単位でのデュー・ディリジェンスおよび評価

深刻な自然環境の破壊、人権侵害等を行っている判断された事業者が生産したものではないこと（*注3）。

また、次のいずれかに該当するものを優先的に購入します。

① 主原料が古紙であるもの

② (1)～(4)の要件を満たしていることが FSC®等（*注4）の第三者によって認証されているもの

4 サプライヤーとの協働や社外有識者との対話

当社は、紙製品のサプライチェーンにおいて、自然環境、地域社会等への悪影響がないかどうかを確認するためには、生産・供給を担うサプライヤーの理解および協力が欠かせないとの認識に基づき、サプライヤーとの積極的な連携により、適切な森林管理の推進および持続可能な紙利用に取り組みます。

また、有識者および NGO をはじめとする社外のステークホルダーとの積極的なコミュニケーションを図るなど、持続可能な社会の構築に貢献する取組を進めます。

5 目標

2030年までに、持続可能な紙製品の調達の達成を目指します。

なお、このガイドラインはサプライヤーに周知するとともに、問題が生じた場合は適切に対処します。

6 情報開示

このガイドラインの基本方針に基づく取組の進捗状況は、ウェブサイト等において定期的に関示します。

7 その他

このガイドラインは、社会情勢の変化に応じて見直します。

制定 2023年8月

【用語の定義】

- ◆ 保護価値の高い地域 (HCV: High Conservation Value)

<https://hcvnetwork.org>

- ◆ 高炭素蓄積地 (HCS: High Carbon Stock)

<http://highcarbonstock.org>

- ◆ FPIC(Free, Prior, Informed Consent)

<https://www.uncclearn.org/wp-content/uploads/library/un-redd05.pdf>

*注1：日本郵政グループの調達に関する考え方

https://www.japanpost.jp/sustainability/sustainability_management/procurement.html#thinking

*注2：「日本郵政グループ人権方針」

https://www.japanpost.jp/sustainability/sustainability_management/human_rights.html

*注3：知見のある有識者や NGO、森林認証制度等の情報を参考にします。

<https://connect.fsc.org/actions-and-outcomes/current-cases>

*注4：FSC®等とは、FSC®（リサイクルおよびミックスを含む）、PEFC ならびに SGEC を指します。